

広島県告示第九百十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定によつて、次の保安林を解除予定保安林にした。

令和六年十月十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 解除に係る保安林の所在場所

安芸郡熊野町字堂畝三二二四の二から三二二四の六、三一三三の二、中溝五丁目三二二九の七、三二二九の八

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 解除の理由

公園用地とするため